

「規格におけるアクセシビリティ配慮のための指針」の JIS 改正

- 高齢者や障害者等、多様な人々を考慮した規格の策定の指針となる JIS -

平成29年1月20日

各種製品等の規格の内容に、「アクセシビリティ」の要素を盛り込む際の指針となる JIS が改正されました。

(注) 製品や建物、サービスなどが、高齢者や障害者、海外からの旅行者など、多様な人々にも使いやすくなっていることを「アクセシビリティ」といいます。

1. JIS 改正の目的

高齢者や障害のある人々の社会参加の機会や、訪日外国人等を含めた多様な人々がすごしやすい社会を実現しようという機運はますます増大しており、より多くの人にとって使いやすい製品やサービスが求められています。製品やサービス、建築物等のアクセシビリティを確保するためには、多様な人々による利用を初めから考慮した設計が重要となります。

しかし、各種製品の設計やサービスの運用等に役立つ規格においてどのようにアクセシビリティを考慮すればいいか、その都度検討することは効率的ではありません。

そこで、各種の製品やサービス、建築物等の規格にアクセシビリティに関連する要求事項や推奨事項を取り入れる際の指針となる JIS を、近年の実践や社会の状況の進展を考慮し改正しました。

2. JIS 改正の主なポイント

今回改正された JIS は、JIS Z 8071「規格におけるアクセシビリティ配慮のための指針」で、2003年に発行された「高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針」の第2版であり、2014年に改正された国際規格「ISO/IEC Guide 71」の内容に整合する形で改正し、公示するものです。

ISO/IEC Guide 71 は、日本からの国際提案によって2001年に初版が発行され、その検討過程で、2000年には「高齢者・障害者のニーズを考慮した規格の作成」が、他分野の国際標準化機関（IEC/ISO/ITU）の共同政策宣言として公布されました。

第2版では、その対象者を「高齢者・障害者」から「日常生活に何らかの不便さを感じているより多くの人々」へと拡大。アクセシビリティに関わる一連の「到達目標」を示し、人々の多様な特性等を記載することによって、各種規格の作成者が、さまざまな使用状況における多様なユーザーのアクセシビリティ・ニーズを特定できるよう支援する JIS となっています。

改正の主なポイントは、以下のとおりです。

- a) 対象となる人を、「高齢者及び障害のある人々」から、「日常生活に何らかの不便さを感じている、より多くの人々」に拡大し、規格のタイトルを「高齢者及び障害のある人々のための指針」から「規格におけるアクセシビリティ配慮のための指針」に変更する。

- b) 国連障害者権利条約とユニバーサルデザインに言及し、用語としての「ユニバーサルデザイン」の定義を追加する。
- c) 各種規格の作成者が、さまざまな使用状況における多様なユーザーのアクセシビリティ・ニーズを特定できるように、新たに「アクセシビリティ到達目標」という理論的な箇条を設ける。
- d) 人間の能力と特性を説明するために、ICF コード（世界保健機関の国際生活機能分類）を使用する。
- e) 多様な人々の身体特性とアクセシビリティ・ニーズを考慮して規格を作成する際の留意事項を解説した箇条（規格でアクセシビリティ・ニーズ及び設計配慮点を考慮するための方策）を追加する。

日本工業標準調査会（JISC）のHP（<http://www.jisc.go.jp/>）から、「Z8071（規格におけるアクセシビリティ配慮のための指針）」でJIS検索すると本文を閲覧できます。

【担当】

経済産業省 産業技術環境局 国際標準課 (03-3501-9277、内線 3423)

(課長)藤代 尚武 (担当)高橋 玲子